

屋久島町エネルギー一回収型廃棄物処理施設  
建設工事

入 札 説 明 書

令和4年5月

屋久島町



屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事  
入札説明書

目 次

第 1 章 募集の趣旨	1
第 2 章 工事の概要	2
1. 発注者	2
2. 工事名	2
3. 工事対象施設	2
4. 工事場所	2
5. 建設予定地の概要	2
6. 工期	2
7. 業務範囲	3
8. 予定価格及び入札書比較価格	4
9. 落札者の決定方法	4
第 3 章 入札公告から工事契約締結までのスケジュール（予定）	6
第 4 章 入札参加に関する条件	7
1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
2. 入札参加等に関する留意事項	9
第 5 章 入札の手続等	10
1. 募集要項の公表	10
2. 募集要項に関する質問の受付及び回答	10
3. 参加資格確認申請書等の提出	11
4. 参加資格の確認	12
5. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	12
6. 関連図書の閲覧等	12
7. 基礎審査技術提案書の提出	13
8. 改善後基礎審査技術提案書、技術提案書及び入札書の提出	16
9. 改善後基礎審査技術提案書及び技術提案書作成要領	16
10. 基礎審査結果等の通知	16
11. 技術提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング	17
12. 入札方法等	17

第 6 章 技術提案書類の審査	18
1. 屋久島町ごみ処理施設整備事業者選定委員会の設置	18
2. 基礎審査	18
3. 技術審査	18
4. 価格審査	19
5. 総合評価の実施	19
6. 審査結果の公表	19
7. 苦情申立て	19
第 7 章 契約に関する事項	20
1. 契約保証金	20
2. 契約書作成の要否及び支払条件	20
3. 留意事項	20
第 8 章 その他	21
1. 提案内容の担保	21
2. 違約金	21
3. 地元産資材の使用及び本町圏内の建設業者等の活用について	21
4. 入札書類の取扱い・著作権	21
5. 入札等担当部局	21

## 第 1 章 募集の趣旨

屋久島町（以下「本町」という。）は、本町において発生する一般廃棄物の適正な処理を行うため、環境省循環型社会形成推進交付金を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設を整備する。

施設整備に当たっては、現行法令に規定されている性能指針を遵守し、公害防止に十分留意することはもとより、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」に基づき、燃焼管理、排ガス処理等総合的な検討を加え、環境にやさしい施設を目指す。

本施設は、ごみの中間処理における事故やトラブルが少なく、安全性の高い、町民から信頼される施設とし、廃棄物処理が滞らないよう将来にわたって安定的な稼働が可能な施設とする。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を踏まえ、地震、停電及び水害等の不可抗力に際しても安全に運転を停止することが容易で、外部や作業環境にも危険が及ばないような災害に強い施設として整備する。

については、エネルギー回収型廃棄物処理施設を整備するに当たり、ごみの中間処理における優れた最新技術の提案を広く募り、価格と技術提案を総合的に評価して落札者を決定する地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札を採用し、請負者を決定するものとした。

本入札説明書は、本町が屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事（以下「本工事」という。）の請負者を総合評価一般競争入札により公募及び選定するに当たり、入札参加者に配付するものである。

入札参加者は、本入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出する。

## 第 2 章 工事の概要

### 1. 発注者

屋久島町

### 2. 工事名

屋久島町エネルギー回収型廃棄物処理施設建設工事

### 3. 工事対象施設

工事対象施設	エネルギー回収型廃棄物処理施設
処理対象物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、リサイクルプラザ可燃残渣、バイオトイレ残渣、海岸漂着物、災害廃棄物、小動物
処理量	2,431 t/年（令和 7 年度、災害廃棄物量を含む）
処理能力	10 t/12h（立上・立下時間を含む、1 炉）
処理方式	間欠運転式ストーカ炉
燃焼ガス冷却方式	水噴射式
付帯設備	発泡スチロールヤード・貯留ヤード・カレットヤード
熱回収率	10%以上を確保
供用開始	令和 7 年 4 月 1 日

※本町は離島地域であることから、「エネルギー回収推進施設」と同様の計算方法で熱回収率 10%以上を確保する。

### 4. 工事場所

鹿児島県熊毛郡屋久島町大字宮之浦 1312 番地 21

### 5. 建設予定地の概要

建設予定地の立地条件は次のとおりである。

敷地面積	約 51,000 m <sup>2</sup>	
都市計画事項	用途地域	用途地域外
	防火地域	指定なし
	高度地域	指定なし
	建ぺい率	70%以下
	容積率	400%以下

### 6. 工期

建設期間 令和 4 年 契約日～令和 7 年 3 月 31 日※

※建設期間は引き渡しまでの期間を含む。

## 7. 業務範囲

請負者が行う本工事の業務範囲は次のとおりとする。なお、具体的な業務範囲については、発注仕様書を参照すること。

### (1) 請負者が実施する業務範囲

請負者が行う主な業務は次のとおりとする。

#### ① 設計・施工業務

- ・本町と締結する工事請負契約に基づいた本施設の設計・施工業務
- ・設計・施工については、プラント工事、建築物及び建築設備工事、土木及び外構工事、その他関連工事を行う。
- ・本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理処分、建築確認申請などの許認可手続き、プラント設備の試運転及び引渡し性能試験などの各種業務
- ・本町が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続きなど、行政手続きに必要な書類の作成などの協力、支援
- ・周辺住民からの意見や苦情への対応に際し、本町への協力
- ・契約不適合責任期間における設計及び施工に係る補修等の対応

#### ② 施設の維持管理に係る業務

- ・本施設の運転を委託する者に対する本施設の運転、点検、検査、保守に係る指導
- ・本施設の正式引渡し後3年間に必要とする予備品・消耗品の納入

#### ③ その他本工事に必要なすべての業務

### (2) 本町が実施する業務範囲

本町が行う主な業務は次のとおりとする。

- ① 基本的な建設用地の粗造成（請負者に示す用地：令和4年度内完了予定）
- ② 周辺住民からの意見や苦情への対応を請負者の協力のもと行う。
- ③ 請負者が行う設計・施工に対する監理業務
- ④ 屋久島町会計規則に基づき、工事費を原則、出来高に応じて年度ごとに請負者へ支払う。
- ⑤ 循環型社会形成推進交付金申請手続きなどを含む行政手続きの対応を行う。
- ⑥ その他これらを実施する上で必要な業務

## 8. 予定価格及び入札書比較価格

本工事の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

- (1) 予定価格                    2,707,100,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  
    入札書比較価格    2,461,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含まない。）

### (2) 留意事項

- ① 入札価格が入札書比較価格を超える場合、当該入札参加者を失格とする。
- ② 施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、総合評価の最も高い提案を行った入札参加者が著しく低価格で入札した場合、低入札価格調査を実施する。調査の結果、発注仕様書等に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、総合評価値の最も高い提案を行った入札参加者を落札者とせず、次順位の入札参加者を落札者とする。  
    なお、次順位の入札参加者も著しく低価格であった場合は、同様の調査を行う。
- ③ 本工事の低入札価格調査基準価格は、予定価格に 10 分の 7 を乗じて得た額とする。

## 9. 落札者の決定方法

施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づく総合評価一般競争入札を採用し、「落札者決定基準」に基づき落札者を決定する。



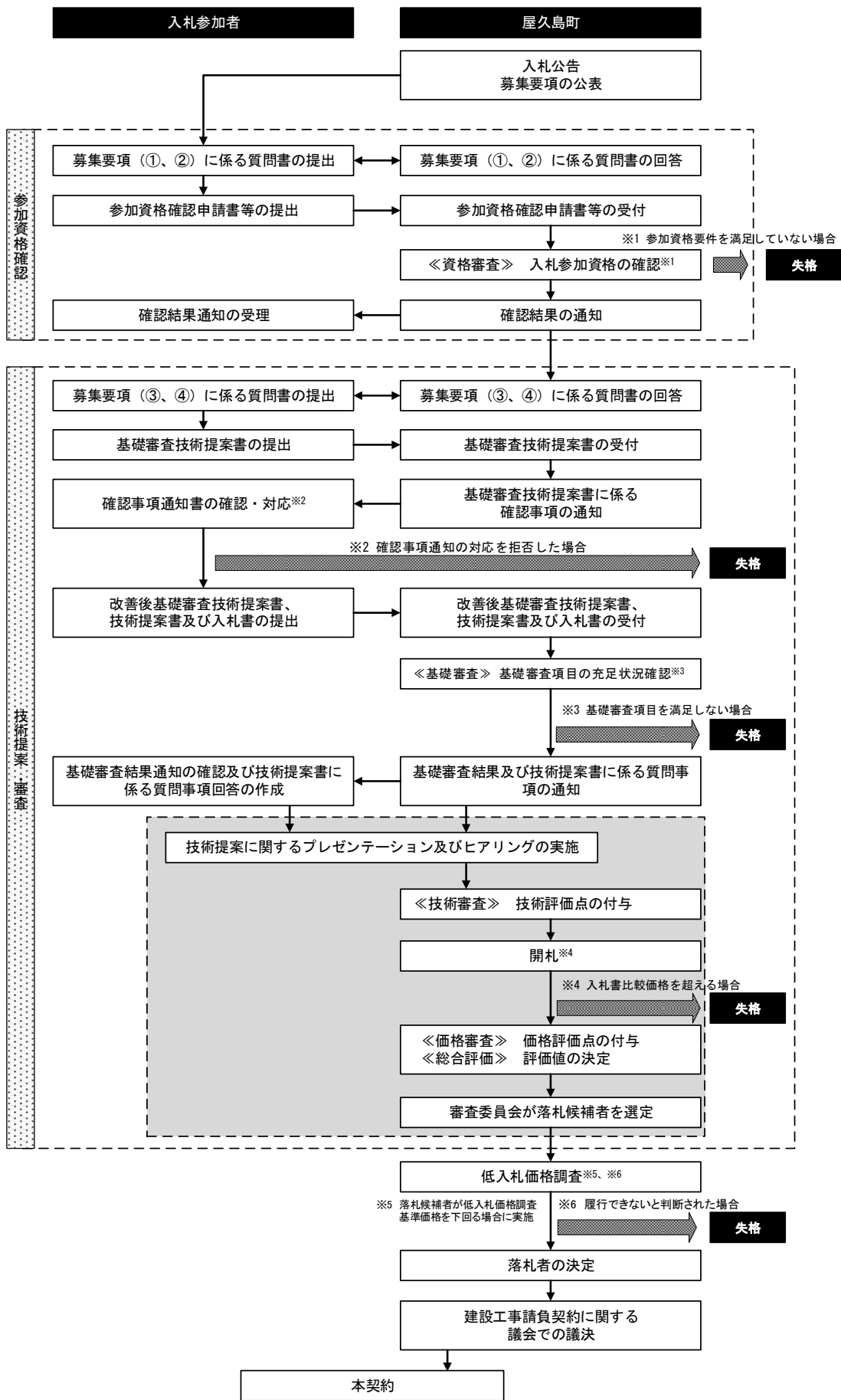


図 2-1 入札公告から工事契約締結までの流れ

### 第 3 章 入札公告から工事契約締結までのスケジュール（予定）

入札公告から工事契約締結までのスケジュールは、次のとおりとする。

ただし、「屋久島町の休日を定める条例（平成 19 年 10 月 1 日条例第 2 号）」に規定する町の休日には、受付を行わないこととする。

日付	内容
令和 4 年 5 月 9 日（月）	入札公告 募集要項の公表
令和 4 年 5 月 16 日（月）	募集要項（①入札説明書（様式集を含む）、②落札者決定基準書）に関する質問の提出期限
令和 4 年 5 月 20 日（金）	募集要項（③発注仕様書、④技術提案書等作成要領（提案書様式を含む））に関する質問の提出期限
令和 4 年 5 月 23 日（月）	募集要項（①入札説明書、②落札者決定基準書）の質問への回答
令和 4 年 5 月 30 日（月）	参加資格確認申請書等の提出期限
令和 4 年 6 月 6 日（月）	募集要項（③発注仕様書、④技術提案書等作成要領（提案書様式を含む））の質問への回答
令和 4 年 6 月 13 日（月）	参加資格審査結果の通知
令和 4 年 7 月 22 日（金）	基礎審査技術提案書の提出期限
令和 4 年 8 月下旬	確認事項の通知
令和 4 年 9 月 21 日（水）	改善後基礎審査技術提案書、技術提案書、入札書の提出
令和 4 年 10 月下旬	基礎審査結果及び技術提案書に係る質問事項の通知
令和 4 年 11 月下旬	技術提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング 技術審査 価格審査（開札） 総合評価
令和 4 年 11 月下旬	落札者の決定及び仮契約
令和 4 年 12 月	工事請負契約締結（議会の議決） 入札結果の公表

## 第 4 章 入札参加に関する条件

### 1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 共通要件

参加する者は、参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- ① 屋久島町建設工事請負業者の選定及び指名停止に関する規程（平成 19 年訓令第 27 号）に基づき、入札参加資格を有すると認められる者であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ③ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 屋久島町が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 28 年告示第 10 号）第 3 条に定める暴力団排除措置の対象となる法人では無いこと。
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
- ⑦ 以下に示す者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

・復建調査設計株式会社 広島県広島市東区光町 2-10-11

なお、「資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- ⑧ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。

（ア）会社法第 2 条第 4 号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

他の会社の役員又は同一の個人が所有している議決権の数の割合が議決権の総数に対して百分の五十以上である会社同士の場合その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

#### (2) プラントの設計・プラント及び建築物の施工業務を行う者の要件

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく「清掃施設工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。

- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく「建築一式工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 国内において、地方自治体から元請として、平成 14 年 12 月 1 日（ダイオキシン類対策特別措置法の規制基準適用年月日）以降に竣工した一般廃棄物焼却施設建設工事（施設規模が 5 t/日以上、100 t/日未満、かつストーカ式の焼却施設に限る）の受注実績を有すること。
- ④ 以下の条件をすべて満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ア 一般廃棄物焼却施設建設工事で監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての施工経験を有すること。
  - イ 建設業法に規定する清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。（申請書提出期限日から以前 3 か月以上の期間連続して、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。）ただし、監理技術者講習修了証については、申請書提出期限日において有効であること。

### (3) 建築物の設計業務を行う者の要件

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく「一級建築士事務所」の登録を行っていること。
- ② 一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理を行う者であり、申請書提出期限日から以前 3 か月以上の期間連続して、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者。）を配置できること。
- ③ 国内において竣工した一般廃棄物焼却施設建設工事における設計業務の実績（元請け、下請けを問わない）を有すること。

### (4) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成は、「共通要件」、「プラントの設計・プラント及び建築物の施工業務を行う者の要件」、「建築物の設計業務を行う者の要件」を全て満たす単独企業、又は、共同企業体とする。

### (5) 共同企業体の結成等に関する事項

- ① 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
- ② 共同企業体は乙型共同企業体とする。
- ③ 共同企業体の構成員数は、「プラントの設計・プラント及び建築物の施工業務を行う者」1 社と「建築物の設計業務を行う者」1 社の計 2 社とする。
- ④ 共同企業体の代表企業は、「プラントの設計・プラント及び建築物の施工業務を行う者」とする。
- ⑤ 代表企業が参加手続きを行うものとする。
- ⑥ 共同企業体の構成員の変更は原則認めない。ただし、止むを得ない事情が生じた場合は、本町と協議を行うものとする。
- ⑦ 共同企業体を構成する者は、他の入札参加者ではなく、また、他の共同企業体の構成員になることはできない。
- ⑧ 申請書の提出時に、共同企業体の構成員について明らかにすること。
- ⑨ 代表者及び構成員は、特定建設工事共同企業体協定書により、協定を締結し、協定書の写しを提出すること。

## 2. 入札参加等に関する留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、申請書の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 入札保証金

屋久島町契約規則第3条の規定に基づき入札金額の100分の5以上の額に相当する額を納付するものとする。ただし、同規則第6条第1項第1号に基づき、保険会社との間に本町を被保険者とする入札保証保険契約を締結した保険証券を提出した場合及び同規則第6条第1項第2号に基づく書面を提出した場合は免除する。

### (3) 費用の負担

入札公告から契約締結までの間に、入札参加者が負担する本事業の入札に係る費用は、全て入札参加者の負担とする。

### (4) その他

- ① 提出書類を期限までに適切に提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、当該競争入札に参加することができず、また落札者として決定されない。
- ② 提出書類は、返却しない。
- ③ 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
- ④ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、入札に参加できないことがある。
- ⑤ 本町は、提出書類を参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

## 第 5 章 入札の手續等

### 1. 募集要項の公表

募集要項の公表は、次のとおり行う。

(1) 公表日

令和 4 年 5 月 9 日(月)

(2) 配布方法

本町ホームページで配布する。

(3) 配布資料

《募集要項》

- ①入札説明書（様式集を含む）
- ②落札者決定基準書
- ③発注仕様書
- ④技術提案書等作成要領（提案書様式を含む）

### 2. 募集要項に関する質問の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 質問の方法

募集要項に関する質問書【様式第 2 号】と募集要項に関する質問一覧表を電子メールにより提出すること。また、提出に当たっては、表題を「募集要項に関する質問書の提出」とし、【様式第 2 号】は PDF 形式、質問一覧表はエクセル形式とすること。

電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない。

(2) 受付期限

- ・募集要項（①入札説明書、②落札者決定基準）に対する質問締切日  
令和 4 年 5 月 16 日 17 時まで
- ・募集要項（③発注仕様書、④技術提案書等作成要領）に対する質問締切日  
令和 4 年 5 月 20 日 17 時まで

※受付期限日に質問書を送信する場合は、送信後、直ちにその旨を連絡すること。

(3) 提出先

屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係

(4) 受信確認通知

本町は、当該質問書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を各質問者へ返信する。なお、質問書提出日の翌日（質問書提出日が金曜日の場合は月曜日）の午前中までに、本町からの受信確認通知がない場合には、提出先まで連絡すること。

(5) 募集要項の質問に対する回答

質問への回答は質問者に対し、以下に示す回答日に電子メールにより回答する。

- ・募集要項（①入札説明書、②落札者決定基準）に対する回答日 : 令和 4 年 5 月 23 日
- ・募集要項（③発注仕様書、④技術提案書等作成要領）に対する回答日 : 令和 4 年 6 月 6 日

質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問者全員に回答する。なお、本町が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

### 3. 参加資格確認申請書等の提出

次により参加資格確認申請書等を受け付ける。

(1) 提出期限

令和4年5月30日(月) 17時まで

(2) 提出先

屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係

(3) 提出方法

持参による。

(4) 提出書類

① 参加資格確認申請書【様式第1号】

② 入札参加者の営業所所在地を証するために必要な次に掲げる書類

現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表の写し。

ただし、許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届出書の写し。(別表を含む。)

③ 経営事項審査の経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書(最新のものに限る。)の写し

④ 受注工事の実績調書【様式第3号】及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類

一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」(以下「CORINS」という。)に登録されているカルテの写し。(工事が竣工しているものは竣工時カルテ)

ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSのカルテに代えて、契約書の写し。(当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。)

その他、入札参加資格要件に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類。(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所(写し、建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し等)

⑤ 配置予定技術者の資格及び施工経験調書【様式第4号】及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類

ア CORINSに登録されているカルテの写し(工事が竣工しているものは竣工時カルテ)

ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSのカルテに代えて、契約書の写し(当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。)及び現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し。

その他、入札参加資格要件に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類。(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所(写し、建築物にあっては建築基準法に基づく検査済証の写し等)

イ 入札参加資格要件に掲げる資格等を有することを証する免許・資格等、国土交通大臣の認定書、監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証、卒業証書等の写し、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書等

ウ 申請書の提出期限の日以前3か月間の雇用関係を監理技術者資格者証により確認できない場合は、健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写し

#### (5) 提出書類作成に係る留意事項

- ① (4) の④及び⑤については、現在工事中であり今後引渡し予定の工事であっても可とし、件数は、1件とする。
- ② (4) の⑤の配置予定技術者として、複数の技術者を記載することができる。なお、その場合、記載した技術者の記載内容を証するために必要な書類をそれぞれ提出すること。
- ③ 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした場合においては、指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

#### 4. 参加資格の確認

参加資格の確認は、申請書の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は参加資格確認通知書により通知する。

#### 5. 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者は、町長に対して参加資格がないと認めた理由について、原則として5日以内に、書面により説明を求めることができる。
- (2) 説明要求に対する回答は、原則として、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、7日以内に書面により回答する。

#### 6. 関連図書の閲覧等

本町は、関連図書閲覧等申込書【様式第5号】を提出した者に対し、以下に示す図書の閲覧の他、現地確認を希望する者に対し、現地確認を実施する。

関連図書閲覧等申込書は、参加資格要件に示す「プラントの設計・プラント及び建築物の施工業務を行う者の要件」を満たす者が提出することを可とし、電子メールにより提出すること。また、提出に当たっては、表題を「関連図書閲覧等申込書の提出」とし、【様式第5号】及び参加資格要件を満たすことを証する書類はPDF形式とすること。

##### (1) 対象とする図書

- ① 炭化・溶融施設建設工事関連図書（図面等）
- ② リサイクルプラザ施設建設工事関連図書（図面等）
- ③ 最終処分場建設工事関連図書（図面等）
- ④ 小動物焼却炉関連図書
- ⑤ その他、本町が閲覧等を認める図書

※上記①～④の図書は、閲覧の他、電子データにより貸与することが可。

##### (2) 受付期間

令和4年5月9日（月）～令和4年5月30日（月） 17時まで

（受付期限日に申込書を送信する場合は、送信後、直ちにその旨を連絡すること。）

##### (3) 提出先

屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係



(4) 受信確認通知

本町は、当該申込書を受領したことを確認するために、電子メールにより受信確認通知を申込者へ返信する。なお、申込書提出日の翌日の午前中までに、本町からの受信確認通知がない場合には、提出先まで連絡すること。

(5) 閲覧日の通知

関連図書閲覧等申込書を提出した者に対し別途通知する。

(6) その他

閲覧者の社員証等身分を証明する書類と印鑑を持参すること。

## 7. 基礎審査技術提案書の提出

入札参加者は、次により基礎審査技術提案書を提出すること。

(1) 提出期限

令和4年7月22日(金) 17時まで

(2) 提出先

屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係

(3) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

(4) 提出書類

提出書類の種類及び部数は、次表のとおりとし、電子データとしてDVD-ROMにより別途1式提出すること。

提出書類		部数
基礎審査技術提案書類提出書【様式第7号-1】		正1部 副6部
基礎審査技術提案書	施設概略説明図書【様式第7号-2】	正1部 副6部
	設計仕様書【様式第7号-3】	
	図面【様式第7号-4】	
電子データ		1式

(5) 基礎審査技術提案書

基礎審査技術提案書として提出する書類の内訳は、以下のとおりである。

① 施設概略説明図書【様式第7号-2】

ア 施設全体配置図

イ 全体動線計画

ウ 各設備概要説明

主要設備概要説明書

各プロセスの説明書

独自の設備の説明書

焼却炉の説明書（炉温制御等）

排ガス処理装置の説明書（排ガス温度制御を含む）  
非常措置に対する説明書

エ 実施工事の基本的方針（発注仕様書第1章総則に係る事項）

計画概要  
計画主要目  
施設機能の確保  
材料及び機器  
試運転及び指導期間  
性能保証  
契約不適合責任  
工事範囲  
提出図書  
検査及び試験  
正式引渡し  
その他

オ 設計基本数値計算書及び図面

（設計基本数値は低質ごみ、基準ごみ、高質ごみに対し、それぞれ明らかにすること。）

クレーンデューティサイクル計算書  
物質収支  
熱収支  
用役収支（電力、水、燃料、薬品（排ガス処理、排水処理、飛灰処理、脱臭）等）  
火格子燃焼率  
燃焼室熱負荷  
ガス冷却室蒸発熱負荷  
処理能力曲線及び算出根拠  
熱回収率（10%以上）の算出根拠  
煙突拡散計算書（塩化水素、硫黄酸化物及び窒素酸化物）  
負荷設備一覧表  
主要機器設計計算書（容量計算書を含む。）

（可燃性粗大ごみ処理装置、再燃焼室（排ガス滞留時間）、ガス冷却用ポンプ及びノズル、余熱利用設備、集じん装置、有害ガス除去装置、燃焼用空気予熱器、白煙防止用空気加熱器、押込送風機、誘引送風機、飛灰処理装置、その他）

その他必要なもの

カ 準拠する規格または法律

キ 運転管理条件

年間運転管理条件（定格処理時、及び引渡より20ヶ年分）  
年間運営・維持補修費（引渡より20ヶ年分、老朽化した機器の更新を含む）  
運転維持管理人員  
予備品リスト  
消耗品リスト  
機器取扱に必要な資格者リスト

ク 労働安全衛生対策

ケ 公害防止対策

コ 主要機器の耐用年数

- サ アフターサービス体制
- シ 受注実績表（平成14年12月1日以降に竣工した本施設と同様の処理方式による受注実績）
- ス 主要な使用特許リスト
- セ 主要機器メーカーリスト
- ソ 全体工事工程表
- タ 施工計画

仮設計画

工事中の環境対策

② 設計仕様書【様式第7号-3】

- ア 機械設備工事仕様書（形式、数量、性能、寸法、付属品、構造、材質、操作条件等）
- イ 土木建築工事仕様書（形式、数量、性能、寸法、付属品、構造、材質、操作条件等）

③ 図面【様式第7号-4】

- ア 全体配置図及び動線計画図（1/500～1/1000）
- イ 各階機器配置図（1/200～1/400）
- ウ 建物及び焼却炉断面図（1/200～1/400）
- エ 計装系統図
- オ 焼却炉築炉構造図
- カ 燃焼装置組立図
- キ 主要機器組立図
- ク ガス冷却室構造図
- ケ 煙突組立図及び姿図
- コ 炉内及び通過ガス温度分布図
- サ 電算機システム構成図
- シ 電気設備主回路単線系統図
- ス 工場棟立面図（東西南北）
- セ 付属棟立面図（発泡スチロール処理棟・ダンボール処理棟・カレットヤード）
- ソ 付属棟平面図（発泡スチロール処理棟・ダンボール処理棟・カレットヤード）
- タ 建築仕上表（各室面積、建築面積等を含む）
- チ その他必要な図面
- ツ フローシート

- ・ ごみ、空気、排ガス、灰、集じん灰
- ・ 有害ガス除去
- ・ 余熱利用
- ・ 給水（プラント用水・生活用水系）
- ・ 排水（ごみピット排水・プラント系排水・生活排水等）
- ・ 補助燃料
- ・ 圧縮空気
- ・ その他

## 8. 改善後基礎審査技術提案書、技術提案書及び入札書の提出

本町は、入札参加者より提出を受けた基礎審査技術提案書の内容が発注仕様書及び基礎審査項目に適合していないと判断した場合又は基礎審査技術提案書の内容に対し疑義がある場合は、基礎審査技術提案書に係る確認事項通知書を作成し、入札参加者に対して確認事項の通知（8月下旬を予定）を行う。入札参加者は確認事項通知書に基づいて基礎審査技術提案書の改善を行い、改善後基礎審査技術提案書、技術提案書及び入札書を提出する。

### (1) 提出期限

令和4年9月21日(水) 17時まで

### (2) 提出先

屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係

### (3) 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。

### (4) 提出書類

提出書類の種類及び部数は、次表のとおりとし、電子データとしてDVD-ROMにより別途1式提出すること。

提出書類		部数
技術提案書類提出書【様式第8号-1】		正1部 副6部
改善後基礎審査技術提案書	施設概略説明図書【様式第8号-2-1】	正1部 副6部
	設計仕様書【様式第8号-2-2】	
	図面【様式第8号-2-3】	
技術提案書【様式第8号-3-1】		正1部 副6部
入札書【様式第9号-1】		1部
工事費内訳書【様式第9号-2】		1部
電子データ		1式

## 9. 改善後基礎審査技術提案書及び技術提案書作成要領

- (1) 改善後基礎審査技術提案書及び技術提案書（以下、「技術提案書」という。）は様式集を使用し、用紙のサイズは特に指定がある場合を除き、日本工業規格「A4版」、縦置き、横書き、左綴じとする。また、提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。
- (2) 技術提案書には、会社名やロゴマークは一切使用しないこととし、参加資格確認結果の通知に記載されている入札参加者の色を記入すること。
- (3) 技術提案書は、技術提案書等作成要領に従って作成すること。

## 10. 基礎審査結果等の通知

本町は提出された改善後基礎審査技術提案書を基に基礎審査を行い、入札参加者に基礎審査結果の通知（10月下旬頃を予定）を行う。また、基礎審査結果とともに技術提案書に係る質問事項の通知を行う。

## 11. 技術提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング

技術提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを開催する。入札参加者はプレゼンテーション当日までに技術提案書に係る質問事項の回答を作成し、屋久島町ごみ処理施設整備事業者選定委員会に対し提案内容の説明を行う。

技術提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングの開催時期は、令和4年11月下旬頃を予定しているが、開催日時が決定後、当該日時を入札参加者へ通知する。また、説明方法等の詳細は、各入札参加者に対し、事前に書面により別途通知する。

## 12. 入札方法等

- (1) 参加資格確認通知書の写しを持参し入札すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、1回とする。
- (4) 工事費内訳書の提出

- ① 入札の際は、入札書に記載される入札金額と一致した工事費内訳書を添付すること。
- ② 工事費内訳書は、入札書とともに提出すること。
- ③ 工事費内訳書は、技術提案書等作成要領に従って作成し、募集要項(第2部)様式集の工事費内訳書【様式第9号-2】に記載すること。
- ④ 工事費内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合等、必要に応じて事情聴取等の追加調査を実施する。
- ⑤ 工事費内訳書の提示がない場合は、入札を無効とする。また、上記①及び③に反する場合等、工事費内訳書等に不備がある場合も入札を無効とする。

- (5) 開札及び落札者保留

入札書の開札は以下に示すとおり行う。なお、入札書の開札は令和4年11月下旬頃を予定しているが、日時や場所等の詳細が決定次第、入札参加者に本町より通知する。

- ① 入札の際は、入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- ② 開札後は、落札者保留の旨を宣言する。
- ③ 落札者保留後は入札及び開札を閉じ、本町担当課による工事費内訳書の審査を行う。

- (6) 入札の無効

参加資格のない者のした入札、申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札、工事費内訳書に不備のある入札、その他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、参加資格がある旨を確認された者であっても、開札時に「第4章1 入札参加者の参加資格要件」に掲げる資格のない者は、参加資格のない者に該当する。

- (7) 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで入札担当部局において閲覧に供する。

## 第 6 章 技術提案書類の審査

本町は、以下の手順を経て技術提案書の審査を実施し、落札者を決定する。

### 1. 屋久島町ごみ処理施設整備事業者選定委員会の設置

本町は、技術提案書の審査を専門的知見に基づいて実施するにあたって「屋久島町ごみ処理施設整備事業者選定委員会」を設置する。

屋久島町ごみ処理施設整備事業者選定委員会は、本工事の落札者決定基準及び落札者の決定に関する事項を審議するために本町が設置した組織である。

なお、本工事の入札公告日から落札者決定までの期間に本件入札に関して、入札参加者やこの者と同じと判断される団体又は個人が自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

区分	所属・役職等	氏名	備考
学識経験者	学校法人 都築教育学園 第一工科大学 名誉教授	石田尾 博夫	
	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部 技術担当部長	八 鋏 浩	
	鹿児島県 土木部 建築技監	福永 貴幸	
民間	廃棄物減量等推進審議会会長	松本 和則	
行政	副町長	日高 豊	委員長
	総務課長	岩川 茂隆	
	政策推進課長	三角 謙二	
	建設課長	日高 望	
	生活環境課長	計屋 正人	
	生活環境課統括係長	有馬 照幸	

### 2. 基礎審査

本町は、以下について基礎審査を行う。基礎審査では、改善後基礎審査技術提案書が発注仕様書等に規定された性能要件を満足するものであること等の審査を行う。

#### (1) 改善後基礎審査技術提案書についての審査

- ① 必要な書類が揃っているか
- ② 書類間で整合しているか

#### (2) 提案と発注仕様書の適合性等の確認

- ① 発注仕様書を満たした提案がなされているか
- ② 発注仕様書を遵守する約束をしているか

### 3. 技術審査

技術提案書について、「落札者決定基準」に基づき審査し、技術評価点を算定する。なお、審査に当たっては、入札参加者の技術提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する予定である。

#### 4. 価格審査

予定価格の範囲内にある入札価格を「落札者決定基準」に定める価格評価点算定式により価格評価点を算定する。

なお、入札価格が入札書比較価格を超える場合、当該入札参加者を失格とする。

#### 5. 総合評価の実施

技術審査で算定した技術評価点と価格審査で算定した価格評価点をもとに、「落札者決定基準」に定める算式より総合評価点を算定し、落札候補者を選定する。

#### 6. 審査結果の公表

審査結果は本町のホームページにて公表するものとし、電話等による問い合わせには応じない。

#### 7. 苦情申立て

本手続における参加資格の確認その他の手続に関する苦情については、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから5日以内に苦情を申し立てることができる。

## 第 7 章 契約に関する事項

### 1. 契約保証金

契約保証金は、請負金額の 10 分の 1 以上を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

### 2. 契約書作成の要否及び支払条件

契約締結に当たって契約書を作成するものとし、支払条件は、屋久島町会計規則及び屋久島町契約規則に従って契約により定めるものとする。

### 3. 留意事項

- (1) 本工事に係る契約締結については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号に規定する町議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、町議会の議決後本契約となる。
- (2) 落札決定後、本契約となるまでの間において、当該落札者が「第 4 章 1 入札参加者の参加資格要件」に掲げる事項のいずれかに該当しなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがあり、これにより本契約に至らなかった場合においても、議会の議決が得られなかった場合と同じく、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。
- (3) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 落札者は、資格等調書に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。この技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。



## 第 8 章 その他

### 1. 提案内容の担保

落札者は、自らが提案した内容を満たす設計・施工を行わなければならない、落札者の責により提案内容が履行できなかった場合は、落札者は再度の設計・施工を行う義務を負う。また、再度の設計・施工が困難又は合理的でない場合には、本町は契約の解除及び損害賠償の請求を行うことができる。ただし、天災等止むを得ない事情による場合はこの限りでない。

### 2. 違約金

本町は談合等不正行為があった場合、受注者は、本町の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として本町の指定する期間内に支払わなければならない。

### 3. 地元産資材の使用及び本町圏内の建設業者等の活用について

#### (1) 地元産資材の使用について

工事に使用する資材については、可能な限り本町圏内で産出、生産又は製造されたもの（本町圏内で調達できない場合は、鹿児島県内で産出、生産又は製造されたもの。以下「地元産資材」という。）を使用することとし、地元産資材が使用できない場合は、本町圏内に本店を置く資材業者（本町圏内で調達できない場合は、鹿児島県内に本店を置く資材業者）等から調達すること。ただし、特殊な資材等で対応できない特別な事情がある場合は、本町と協議することとする。

#### (2) 下請工事における本町圏内の建設業者等の活用について

本工事に係る土木・建築・外構等の各種工事において、本町圏内の業者において施工可能となる工事については、本町圏内の業者を協力企業として積極的に活用すること。

### 4. 入札書類の取扱い・著作権

応募に係る提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、本町は、必要な範囲において公表等を行うことができる。また、契約に至らなかった応募者の入札書類については、本審査の目的以外には使用しない。

なお、入札書類は返却しない。

### 5. 入札等担当部局

区分	担当部局	電話番号等	住所
入札・契約・ 技術・監督	生活環境課 廃棄物対策係	TEL : 0997-43-5900 FAX : 0997-43-5905 E-mail : kankyo@town.yakushima.kagoshima.jp	〒891-4292 鹿児島県熊毛郡 屋久島町小瀬田 849 番地 20